

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、請求人によると新幹線のトンネル工事などの土木作業に従事し、60歳になるまで、トンネル内で削岩機を使用して作業していたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1」、「F(一)」、「療養否」と決定され、さらに、平成〇年〇月〇日、同局長からじん肺管理区分「管理2、PR1」、「合併症続発性気胸」、「要療養」との決定を受け、療養していたところ、平成〇年〇月〇日死亡した。

死亡診断書には、直接死因「Ⅱ型呼吸不全」、その原因として「じん肺症」、直接死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「非結核性抗酸菌症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、じん肺症が悪化し、感染が軽快しないままにⅡ型呼吸不全増悪に至った旨のA医師の所見を根拠として、被災者はじん肺により死亡したと主張している。

(2) 被災者のじん肺の状態について、医証に基づき、検討すると、次のとおりである。

ア A医師は、じん肺健康診断結果証明書において、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、平成〇年〇月〇日撮影のX線写真については、粒状影区分1/1、タイプp、不整形陰影の区分1/0、付加記載事項として、p l、c v、e m、p xと、平成〇年〇月〇日撮影のX線写真については、粒状影区分2/1、タイプp、不整形陰影の区分1/0、付加記載事項として、p l、c v、e mと、平成〇年〇月〇日撮影のX線写真については、粒状影区分2/1、タイプp、不整形陰影の区分は記載なし、付加記載事項として、p l、c v、e mと、それぞれ診断している。

イ B医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日のCTでは両上肺には粒状影は乏しく、じん肺所見としてはごく軽度であり、同年〇月〇日のCTでもじん肺所見の悪化はなく、死亡約1か月前のCT所見からはじん肺の悪化を思わせるものはない。」との所見を述べている。

ウ 以上の医証より、当審査会としては、被災者のじん肺の病変は比較的安定

した状態にあったと判断する。

(3) 被災者が死亡するに至った原因について、医証に基づき検討すると以下のとおりである。

ア C医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、要旨、直接死因はⅡ型呼吸不全、その原因はじん肺症であり、直接には死因に関係しないが影響を及ぼした傷病としては非結核性抗酸菌症がある、と述べている。

イ A医師は、意見書において、要旨、主に外来にて、残存肺機能の保持、感染増悪防止などに努めていたが、平成〇年〇月からは呼吸困難感が増強し、HOT治療を併用し、平成〇年になってからも慢性の炎症が持続していた。同年〇月中旬には、発熱、呼吸苦がさらに増悪したため入院加療となった。CRPは、 9.1 mg/dl と増加し、好中球増多症を認め、肺炎を併発していた。抗菌療法をはじめ集学的な治療を鋭意行っていたが、その後、Ⅱ型呼吸不全を呈し、同月〇日にⅡ型呼吸不全の悪化によって永眠した。じん肺の気腫化・繊維化などの進行によって、既に慢性呼吸不全の状態にあり、その後約1年間が経過して上記病態は悪化し、感染が軽快しないままにⅡ型呼吸不全増悪に至ったものと推察される、と述べている。

ウ B医師は、上記意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日頃から発熱と食欲不振があり、訪問看護も始まったが、かなり呼吸困難が強かった。同月〇日に呼吸苦のため緊急入院し、血痰が見られた。KL-6やLDHの上昇もあり、カルテに画像所見から間質性肺炎と診断したことが記載されている。CO₂の蓄積は、同月〇日頃から意識障害を生じたのちの同月〇日になって認められたものであり、間質性肺炎に矛盾しない。A医師の指摘するⅡ型呼吸不全は終末期の所見にすぎない。直接の死因は間質性肺炎による呼吸不全である。なお、同月〇日のCTでは空洞の増大所見があるが、胸水が既に生じた状態であり、間質性肺炎による二次的な変化である可能性が強い。両下肺に生じた間質性肺炎の原因は不明であるが、肺上部を主座として生じるじん肺に伴うものではない、と述べている。

エ 上記のとおり、被災者のじん肺の状態が急激に悪化したり、重篤であったとは認められず、C医師は死因に対するじん肺の直接的な因果関係の存在を否定している。A医師はじん肺の影響によりⅡ型呼吸不全に至った旨の意見を述べるも、B医師は同状態は終末期の症状にかかる所見であり、死因であ

る間質性肺炎はじん肺に伴うものではないとしている。当審査会としては、被災者が間質性肺炎による呼吸不全により死亡したとするB医師の所見が、被災者の病態の変遷からみて最も妥当であると判断する。

(4) なお、請求人らの再審査請求の理由等における主張について改めて子細に検討したが、上記結論を左右するものは見出すことはできなかった。

(5) 以上のことから、当審査会としては、じん肺症等が被災者の死亡に影響を及ぼした可能性は否定しないものの、被災者が死亡した主たる原因は間質性肺炎による呼吸不全であると判断するものであり、被災者の死亡とじん肺症等との間に相当因果関係は認められない。したがって、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。